

広島中央環境衛生組合新ごみ処理施設技術検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（平成22年条例第2号）第3条の規定に基づき、新ごみ処理施設技術検討委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の事項に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他管理者が必要と認める者

(所掌事務)

第3条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 新たに整備するごみ処理施設の処理方式に関すること

(2) 新たに整備するごみ処理施設の事業方式に関すること

(3) その他、新たに整備するごみ処理施設に関連する必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長を定めるための会議は、管理者が招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は原則公開とする。ただし、委員会が非公開とすることを認めた場合

は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、広島中央環境衛生組合特別職の職員等の報酬、費用弁償等に関する条例（平成21年条例第15号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、施設整備課において行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年7月18日から施行する。
- 2 委員会の設置期間は、この規則の施行の日から本規則第1条の目的が達成されたときまでとする。